

行動計画第二章中の項目
大項目 中項目 小項目

大項目	中項目	小項目	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
		○水面確保に向けた施策の連携	167	【平成16年度に関係部局間及び農林水産省と水面確保の方策の検討を行い、平成17年度にモデル地域において、河川・水路の復活、下水処理水の再利用や公園・緑地等における雨水浸透機能の発揮や水面の活用、水循環の健全化、雨水調整地利用等連携方策を検討・公表】	平成16年度社会資本整備事業調整費の予算を確保し、各省各部署で連携方策について検討し、ワーキング形式で成果を取りまとめた。	社会資本整備事業調整費による調査結果をもとに、平成17年度に関係省各部署合同で内部検討を行い、その成果を平成18年度公表予定。
		○全国水資源評価の実施	168	【水循環系の健全化に向けた取組の基礎資料とするため、平成16～17年度に水資源の現状を流域(水共同域)単位で評価し、平成18年度公表】	平成16年10月に、学識経験者を含めた「水循環系の健全性評価指標に関する研究会」を設立し、現在、研究会で指標の在り方や具体的な指標作成の手法等について、検討を進めているところ。	研究会において、指標策定作業を進め、全国を対象に評価を行って、平成18年度に評価結果を公表予定。
		○物質循環を考慮した流域・河川・沿岸管理(栄養塩類等の挙動メカニズムの解明)	169	【平成18年度までに、他省庁等の研究機関と連携し、流域から河川を通じて海域に供給される水や土砂に含まれるシリカや鉄などの微量元素の挙動を解明】	平成16年度は、林野庁及び水産庁と連携し、土砂及び土砂とともに移動する栄養塩を主な対象とし、その挙動を分析することによって、河川及び海域における水質及び生態系の健全化のためのモデル施策の実施に関する検討を行った。また、河口から湾域における流動・水質観測の実施により、生態系に影響を与える物質循環や水塊構造の特徴把握、プランクトン・栄養塩類等の分布状況の確認を実施。具体的には、干潟・藻場間や河川-マングローブ-藻場-サンゴ間の流動調査、並びに窒素・リンの水質調査を行った。	平成17年度には、流域における栄養塩類の動態(インパクト)と沿岸海域生態系への影響(レスポンス)について、関係各機関と連携を図りながら調査・検討を実施。 平成18年度までにインパクトとレスポンスの関係を踏まえ、河口-湾内境界領域の流動等の生態系計算手法やその検証による影響評価を行う予定。

行動計画第二章中の項目		大項目	中項目	小項目	施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目								
					○住民参加による水環境データの収集	170	【住民参加にて行う、身近な水環境の一斉水質調査、水生物調査、ゴミに関する調査、アユの遡上状況調査などについて、平成16年度までにモデル河川において試行し、平成17年度から本格的に実施】	身近な水環境の一斉水質調査については、市民団体を中心とする実行委員会がまとめた調査マニュアル(試行版)に基づき、平成16年6月6日を中心に、4000人を超える市民等の協力を得て、およそ2500地点において調査を実施。平成16年4月に提案した新しい水質指標の中の調査項目として位置付け、全国の9河川において試行的に調査を行った。	身近な水環境の一斉水質調査に関しては、調査マニュアルを改定した上で、平成17年6月5日を中心に実施する。水生物調査及びゴミに関する調査については、平成16年度の試行結果を踏まえ、平成17年度より全国の一級水系において調査を実施し、評価を行うこととしている。アユの遡上状況調査に関しては、平成16年度末(アユの遡上期)の試行結果を踏まえ、平成17年度より対象河川において実施する。
					○「健全な水循環促進月間」の制定等	171	【健全な水循環系構築に関し、広く国民に意識を持っていただくため平成16年度に位置付け・月間中の行事内容・事務局等について検討し、平成17年度に広報】	平成16年8月に、「水の日」(8月1日)・「水の週間」(8月1日～7日)及び「打ち水大作戦2004」(8月18日～25日)等の取組を通じて「健全な水循環系構築」に向けた活動に取り組んだ。	平成16年8月の取組を踏まえ、平成17年度においても年間を通じて水の使用量が多くなる8月を中心に「水の週間」や「打ち水大作戦」等の様々な活動を通じて「健全な水循環系の構築」に取り組んでいく。
					○水循環体験ウェブサイトの創設	172	【水循環系に関する情報や水循環系の健全化に関する取組の普及を図るため、水循環系に関する様々な要素をウェアチャル体験できるウェブサイトを平成17年度に創設】	ウェブサイトの掲載内容の検討を進めているところ。	平成17年度にウェブサイトを開設する予定
						173	【「水テックノロジーリスト」の公表及び企業・市民等の表彰(平成16～17年度に省資源・省負荷機器の調査、ラベリング制度等を検討し、平成18年度に認定登録制度を創設)】	水テックノロジーリストの対象となり得る省資源・省負荷機器、及び水に関する類似ラベリング制度について、基礎的な情報収集を行った。	平成18年度に水テックノロジーリストの認定登録制度を創設すべく、予算要求する予定
						174	【水会計、水家計簿の導入(平成16年度に導入方を検討し、平成17年度に公表、情報提供)】	水会計、水家計簿について、導入方策を検討中。	平成17年度に水会計、水家計簿を公表する予定

行動計画第二章中の項目		整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目 小項目				
4. 自然再生	○国土の環境変化に関する調査と地理情報データベースの作成	175	【平成16年度から、国土の環境変化を明らかにするため、過去100年間の土地利用変化を現代の測量技術によって調査するとともに、地理情報システム(GIS)で利用可能な形式のデータベースを整備に着手】	流域を基本単位とした土地利用を時系列にGISデータベースとして作成し、その変遷を明らかにするとともに詳細な流域境界を作成する流域自然環境調査を開始し、データベース整備に着手している。	引き続き、調査及びデータベース整備等を実施
	○流域の自然環境や湖沼・湿原に関する調査の推進	176	【河川流域の自然環境を解明するための地理調査を推進する。また、特に脆弱な環境である湖沼・湿原に関する総合的な地理調査を順次実施するとともに、データベースの提供を開始】	河川流域について、流域界・土地利用変化を対象とした流域自然環境調査を実施するとともに、湖沼・湿原に関して、湖沼図及び土地利用変遷、地形分類等の湖沼湿原データベースの整備を順次実施している。さらに、調査結果についてCD-ROM化を行い提供を開始した。	引き続き、データベースの整備及び提供を実施
	○自然再生技術の開発	177	【平成16年度までに、約2割の絶滅危惧種が依存する湿地や干潟の効果的な再生を図るため、河川や内湾・沿岸域における環境評価手法、再生・管理技術を確立】	・河川中流域における自然的な水際の修復方法や評価手法を提案するため、水際の植物や自然の回復が有する形状が、水生生物に及ぼす影響を解明した。 ・河原が広がる河道における外来植物を効果的に除去するために、シナダレスズメガヤを中心とした外来植物の生育場所の特性を明らかにした。 ・人工出水による河床の生態的健全性の回復効果を付着藻類の種類や出水流量の規模との関係から把握している。 ・大阪湾、阪南港阪南2区造成干潟において実践的な干潟再生実験を実施することにより、自然のスケールを考慮した再生手法の検討、生態系の管理手法の試行を行い有効性を確かめることができた。	・平成17年度に河川中流域において水際の修復、評価する手法の提案を行う。 ・平成17年度に河原が広がる河道におけるシナダレスズメガヤの除去手法に関する提案を行う。 ・平成17年度に人工出水の与え方に関する基礎的知見を取りまとめる。 ・平成17年度より東京湾における生態系形成に関する研究を行なう。
	○新たなエコポート(環境と共生する港湾)政策の策定	178	【平成16年度に、地球規模での良好な環境の保全や持続可能な発展への要請に応えるため、沿岸域における港湾環境政策の基本的方向を取りまとめた新たなエコポート政策を策定】	【今後の港湾環境政策の基本的な方向性について平成16年6月に交通政策審議会に諮問。同審議会港湾分科会環境部会における6回の審議を経て、平成17年3月に答申。】	答申に基づき、港湾環境政策を推進。

行動計画第二章中の項目		大項目	中項目	小項目	施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目								
					○自然再生事業の推進	179	【河川における魚類等の移動障害となる横断工作物の魚道設置・改善について、平成16年内にガイドラインを作成し、平成17年度より全河川を対象に横断工作物に魚道設置や改善を本格実施】	魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業におけるモデル19河川を対象に作成した技術レポーターをもとに各河川における魚道設置・改善等について技術的知見、調整等のノウハウをとりまとめ「魚がのぼりやすい川づくりの手引き」を作成し、全国の都道府県等に周知。	平成17年度より全河川を対象に横断工作物に魚道設置や改善を本格実施
					○都市及び都市近郊において、里山等の緑地の再生をすすめるとともに、良好な樹林地等の保全・再生・管理技術を開発し、平成17年度に緑地の保全・再生活動事例集(ガイドブック)を作成】	180	【都市及び都市近郊において、里山等の緑地の再生をすすめるとともに、良好な樹林地等の保全・再生・管理技術を開発し、平成17年度に緑地の保全・再生活動事例集(ガイドブック)を作成】	○改正都市緑地法に基づき、都市近郊の里山等の広域的な緑地を届出・命令制により保全する「緑地保全地域制度」の創設、管理協定制度の対象区域の「緑地保全地域」への拡大 ○自然再生緑地整備事業、緑地環境整備総合支援事業等の活用による、里山等の緑地の保全・再生・管理の推進、及びその手法や技術の検討	引き続き所要の事業、検討等を進めるとともに、緑地の保全・再生活動事例集の作成について【制度改正】 法律等件名：都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成16年12月17日施行) 概要：緑化地域制度の創設等
					【沿岸域における干潟・藻場の保全・再生・創出等を引き続き推進するとともに、平成16年度に、海域環境の改善施策や環境配慮・共生型構造物の事例を収集した海域環境創造事例集を作成】	181	【沿岸域における干潟・藻場の保全・再生・創出等を引き続き推進するとともに、平成16年度に、海域環境の改善施策や環境配慮・共生型構造物の事例を収集した海域環境創造事例集を作成】	干潟・藻場等の再生・創出等の事業を、堺泉北港や尾道系崎港等行ったで実施中。また、海域環境の改善施策や環境共生型構造物の事例等の収集を実施中。	引き続き、干潟・藻場等の再生・創出等に取り組みむとともに、平成17年度には、自然再生事業の各種施策や環境に配慮した構造物の施工事例を収集した海域環境創造事例集を作成する。
					【平成17年度までに、海岸における環境改善施策や環境に配慮した海岸事業等について事例集を作成】	182	【平成17年度までに、海岸における環境改善施策や環境に配慮した海岸事業等について事例集を作成】	海岸環境に配慮した海岸事業の事例について調査を実施中。	平成17年度前半を目前に、海岸における環境改善施策や環境に配慮した海岸事業等について事例集を作成
					○沿岸域の環境モニタリング・予測技術及び環境再生・創造技術の開発	183	【平成16年度に沿岸域の環境モニタリングを行い、各種環境データベースを整備し、それに基づき環境の予測・評価システムを構築。さらには、人工の干潟・藻場の造成技術を確立するとともに、海域の底質(化学物質)の影響評価及び改善技術を開発】	平成16年度までに「フェリー」による東京湾口の環境モニタリング手法の開発」を実施した。併せて平成16年度より「局地気象モデルと湾口観測データを組み込んだ内湾環境水理解析システムの開発」を実施中である。	既存フェリーを用いて行っている東京湾口の環境モニタリングにより得られる連続観測データと気象・波浪・流れのモデルと統合した数値シミュレーションと組み合わせることで、今後の東京湾の環境の変化を明らかにしていく予定。

行動計画第二章中の項目

大項目 中項目 小項目

5. 海洋環境の保全

大項目	中項目	小項目	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
		○全国海の再生プロジェクトの推進 ・閉鎖性海域の環境改善のための行動計画の策定	184	【各海域毎のニーズと自然・社会環境を踏まえながら、各海域における目標の設定及び施策の整合・連携を図るため、各海域毎に係関係機関等で構成する「海域環境創造会議」を設置し、関係機関が一体となって海域の環境改善を推進するための行動計画（ベイルネッサンス計画）を策定（平成17年度以降）】	実施海域について検討中。	平成17年度の実施海域において、海域環境創造会議を設置し、海域の環境改善のための行動計画の策定作業を開始する。
			185	【海洋環境の改善や効率的・効果的な管理を行うために環境関連データ等の共有化を図る「海域環境情報共有システム」を構築（平成17年度以降）】	実施海域について検討中。	平成17年度の実施海域において、海域環境創造会議を設置し、システムの構築及び環境改善の方策の策定に向け、作業を開始する。
			186	【干潟・浅場等の自然浄化機能を活かし、潮流や物質循環等を考慮した生態系ネットワーク及び総合的・広域的な水環境の向上を維持するためモニタリングネットワークの形成を図る「環境改善方策」を策定（平成17年度以降）】	実施海域について検討中。	平成17年度の実施海域において、海域環境創造会議を設置し、システムの構築及び環境改善の方策の策定に向け、作業を開始する。
			187	【下水道において経済的インセンティブの付与を介し、経済合理性に沿った排出負荷量の調整配分を行う計画制度の法制化を措置（平成17年度）】（再掲） NO.156の再掲	流域全体で高度処理を効率的に推進し、閉鎖性水域の水質を効果的に改善するため、下水道管理者間で高度処理を行う手法を創設する下水道法の一部改正について、平成17年3月に閣議決定し、現在国会成立を目指し努めているところ。	下水道法の一部を改正する法律の円滑な施行に向けて、政省令の制定を行う。 【制度改正】 法律等件名：下水道法改正 概要：下水道管理者は、他の下水道管理者が行う高度処理（窒素又は磷を多く含む除去）を併せて効率的に行うための処理施設を設置することができることとする。

行動計画第二章中の項目		大項目	中項目	小項目	施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目								
					・環境改善のための技術の開発	188	【東京湾及び大阪湾等の閉鎖性海域において、沿岸域における水環境改善のための各種実証実験及び社会実験を推進(平成15年度から実施)】 【沿岸域において、汚濁負荷の削減に向けた水質浄化・環境改善対策に関する技術の開発、並びに環境モニタリングシステムの開発を推進(平成16年度から実施)】	東京湾ではアマモ場再生の移植実験、大阪湾では干潟等の創造実験や海藻プレートによる実証実験、水生植物の栽培による改善調査等を実施した。 ○沿岸海域汚染源の特定・環境改善施策の効果推定のための海洋環境変動予測モデルの開発を行っている。 ○東京湾ではフェリーによるモニタリング手法の開発や干潟灯標のモニタリングポストにおける水質等の連続観測、人工衛星による赤潮等の常時監視、大阪湾では赤潮処理装置の技術開発等を実施した。	引き続き各種実験のモニタリングを行うとともに、水質改善のための新たな実験等を行う。
					・海洋環境教育の基本方針の策定	189	【環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律】の趣旨に則り、海洋環境教育の推進のための基本方針を策定(平成16年度)】	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の趣旨に則り、平成16年9月に「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針」が策定された。この方針は、陸域、海域に関わらない国としての基本的な考え方であることから、この方針を海洋環境教育推進のための基本方針として活用し、「全国海の再生プロジェクト」においてもこの基本方針に則って、海域の環境教育を推進することとする。	海域環境創造会議が設置される海域において、関係機関及びNPO等と連携して各海域における環境教育の基本方針を決定し、環境教育を推進する。
					○海洋・沿岸域の総合管理の推進(再掲)	191	【平成16年度より、沿岸域における開発と環境保全について一体的に捉え総合的な調整・管理を行う統合沿岸域管理を推進するための取り組みを実施するため、所要の予算要求等を行っている。】 【先進事例となりうるようなモデル的な取組について検討を開始】 NO.143の再掲	沿岸域における開発・利用と環境保全について一体的に捉え総合的な調整・管理を行う統合沿岸域管理を推進するための取り組みを実施するため、所要の予算要求等を行っている。	統合沿岸域管理を推進するた め、即地的な調査を実施する。

行動計画第二章中の項目		大項目	中項目	小項目	整理番号	施策名	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目								
					192	○新たなエコポート政策の策定(再掲)	【平成16年度に、地球規模での良好な環境の保全や持続可能な発展への要請に応えるため、沿岸域における港湾環境政策の基本的方向を取りまとめた新たなエコポート政策を策定】 NO.178の再掲	「今後の港湾環境政策の基本的な方向」について平成16年6月に交通政策審議会に諮問。同審議会港湾分科会環境部会における6回の審議を経て、平成17年3月に答申。	答申に基づき、港湾環境政策を推進。
					193	○海洋汚染対策の推進	【平成15年12月の海洋汚染防止条約改正によるタンカーの二重船体化促進のため、平成16年度中に国内法令の整備を実施】	タンカーの二重船体化促進のため、海洋汚染防止条約の改正内容に沿って「海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等」に関する技術上の基準を定める省令等の一部を改正する省令(平成17年3月25日・国土交通省令第18号)を公布し、平成17年4月5日から施行している。	措置済み。
					194	○サブスタントタンダード船対策の推進	【人命の安全確保、海洋環境保全の観点からサブスタント船(国際基準を満たさない船)の排除を目的とする外国船の監督(ポートステートコントロール:PSC)について、関係諸国との連携を深めつつ強化・重点化し、的確に推進】	全国の地方運輸局等に配置される外国船舶監督官について増員を図り、43官署126名へとPSCの実施体制を強化するとともに(平成17年度)、東京MOU(アジア太平洋地域におけるPSCの協力体制に関する覚書)の枠組みに基づき、我が国に入港する外国船舶のうち4,896隻に対してPSCを実施し、うち459隻に対して(2004年)、技術基準適合命令及び是正通告並びに航行停止命令を発出した。	PSCの実施体制の充実を図るとともに、引き続き、関係諸国との連携を深めつつ的確にPSCを推進する。
					195		【船籍国の政府が自国船の検査を適切に行っているか、国際海事機関(IMO)の下で、第三国による監督チームが加盟国の船舶検査体制を監査する新たな制度の平成17年秋のIMO総会における創設に向け、IMOでの検討においてイニシアティブを発揮】	・平成17年11月のIMO総会での承認及びその後多くの国による参加を図るべく、IMO理事会等IMOにおける議論に積極的に参加している。 ・IMOの加盟国監査の受け入れを視野に、船舶検査・測度・PSCの各体制について点検を行っているところ。	・平成17年3月に開催されるIMOでの作業部会での最終的な審議を経て、11月のIMO総会において「任意によるIMO加盟国監査スキーム」が正式に承認され、平成18年夏より施行開始の予定。 ・船舶検査体制等の点検の結果によっては、マニュアルの不備などについて改善措置を講じる。その上で、IMOによる監査を受ける。

行動計画第二章中の項目 大項目 中項目 小項目	施策名 ○油流出事故への対応	整理番号 196	施策の概要 【平成17年度までに、より迅速な油回収システムを確立するため、流出油の拡散・漂流の監視予測システム及び砂浜や岩場に近い浅海域での油回収装置の開発並びに大型油回収船の回収・運搬処理技術の向上を検討】	現在の状況 ○流出油の拡散・漂流の監視予測システムと湾口観測システムを組み込んだ内湾環境水質解析システムの開発を平成16年度より推進している。 ○より迅速な油回収システムを確保するための開発として、平成13年度より「小型油回収機の開発」を行い、平成16年度に実用機の展開を推進した。 ○大型油回収船の回収・運搬処理技術の向上のため、「大置流出油」に効果的に機能する油回収器の開発を平成16年度より推進している。	今後の見込み 流出油の拡散・漂流の監視予測システム及び大型油回収船の回収・運搬処理技術の向上については、引き続き推進していく。
	○油流出事故への対応	196	【平成17年度までに、より迅速な油回収システムを確立するため、流出油の拡散・漂流の監視予測システム及び砂浜や岩場に近い浅海域での油回収装置の開発並びに大型油回収船の回収・運搬処理技術の向上を検討】	○流出油の拡散・漂流の監視予測システムと湾口観測システムを組み込んだ内湾環境水質解析システムの開発を平成16年度より推進している。 ○より迅速な油回収システムを確保するための開発として、平成13年度より「小型油回収機の開発」を行い、平成16年度に実用機の展開を推進した。 ○大型油回収船の回収・運搬処理技術の向上のため、「大置流出油」に効果的に機能する油回収器の開発を平成16年度より推進している。	流出油の拡散・漂流の監視予測システム及び大型油回収船の回収・運搬処理技術の向上については、引き続き推進していく。
	○放置座礁船対策の推進	197	【平成16年度に、入港する一定の船舶に保険加入を義務付ける等の制度を導入するとともに、地方公共団体が行った油等防除措置や船舶撤去に関し国の支援措置を創設し、放置座礁船対策を的確に推進】	①我が国に入港する一定の船舶への保険加入を義務付けについては、平成16年4月14日に成立し、平成17年3月1日に施行。 ②地方公共団体に対する支援措置については、平成16年4月1日に創設・拡充したところである。 ③平成16年度は沖縄県那覇港、静岡県石川港において放置座礁船の処理に係る事業を実施。 ④平成17年度は沖縄県那覇港において放置座礁船の処理に係る事業を実施。	①②左記制度については、平成17年3月1日から施行した。 ③平成17年度においても継続実施。 【制度改正】 法律：油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（平成16年4月21日法律第37号） 政令：油濁損害賠償保障法施行令の一部を改正する政令（平成16年6月18日政令第205号） 省令：油濁損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令（平成16年11月8日国土交通省令第94号） 概要：我が国に入港する一定の船舶に保険加入を義務付ける等の制度

行動計画第二章中の項目		今後の見込み	
大項目	中項目	小項目	
整理番号	施策名	施策の概要	現在の状況
198	○バラスト水問題(船舶が空荷の際に船体を安定させるために積み込む海水が、到着した港で荷を積み込む際に捨てられ、中に含まれていた生物が本来の生息地でない環境中に拡散する問題)への対応	【バラスト水条約の早期締結に向け、平成16～18年度に問題点の整理等を調査】	①IMO(国際海事機関)において、平成16年2月に採択されたバラスト水の管理規制案の実施のための国際的な規制の作成が行われているが、その審議において、処理装置の試験方法についての提案等を積極的に行うとともに、処理装置の認証に関する体制整備のための検討を行っているところである。 ②平成16年2月に国際海事機関(IMO)において採択された「船舶バラスト水及び沈殿物の管理及び規制のための条約」の締結に向けて、環境と調和の取れた海運の持続的発展をはかるため、バラスト水による被害の現状及びバラスト水規制のもたらす影響の把握・整理のための調査を行っている。
199		【平成15～17年度の3か年において、バラスト水の海域間移送を行わないノンバラスト船型等の開発を推進】	平成16年度までに、ノンバラスト船が解決すべき各要素課題である最適な船型、浅喫水対応推進システム及び波浪衝撃圧推定システムについて検討を行い、試作模型により基本的な水槽実験等を実施した。
200	○「海洋の健康診断表」(仮称)の提供	【平成17年度より、船舶、衛星、中層フロート等の様々なデータを組み合わせ、水温、海流等の海洋環境に関する詳細な現況及び予測情報を「海洋の健康診断表」(仮称)として提供】	平成17年度より「海洋の健康診断表」を提供開始するため、診断項目・提供方法・提供内容・提供実施の方策などの具体的な検討、提供処理システムの設計・プログラム開発などを進めている。
			①バラスト水管理条約実施のための国際的な規制の作成が引き続き行われることになっており、日本は、IMOにおける審議において、処理装置の試験方法についての提案等を積極的に認を行うとともに、処理装置の認証に関する体制整備のための検討を引き続き行う。 ②引き続きバラスト水排出の現状把握と条約規制導入による効果検証のための調査を行う。 平成17年度中に、これまでの成果の集大成として、総合的な水槽試験等を行い最終的な性能評価を実施することとしている。 関係省庁・地方自治体等における海洋汚染防止対策や地球温暖化防止対策等の策定・実施に寄与するため、中層フロートによる海洋観測を実施するとともに、海洋に関する様々な観測データ等を収集・整理し、その変化傾向等を評価して、平成17年度後期より「海洋の健康診断表」として提供を開始する予定である。

行動計画第二章中の項目		施策名	整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目					
IV 良質な生活環境の形成	1. 大気汚染対策	○低公害車の普及促進(再掲)	201	【平成16年度から開始する新たな自動車グリーン税制(軽減対象を排ガス低減性能及び燃費性能により優れた自動車に重点化)の活用を通じた低公害車の一層の普及に向けて、広く国民各層への広報周知活動を展開】 NO.1の再掲	大気汚染対策及び地球環境対策の一層の推進を図るため、低排出ガス車認定制度(新☆☆☆、☆☆☆等)を区分)及び自動車燃費性能評価・公表制度(燃費基準+5%達成、燃費基準達成を区分)を活用し、自動車税の軽減対象及び自動車取得税の低燃費車特例の対象をより排出ガス性能及び燃費性能に優れた環境負荷の小さい自動車(新☆☆☆かつ燃費基準+5%達成車等)に重点化するとともに、その適用期限を2年延長(H16、17年度)した。 また、排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車を容易に一般消費者が識別・選択できるよう、それぞれの制度に係る認定レベルや燃費性能について、該当する自動車の車体にステッカーを貼付することとしている。 なお、平成17年度税制改正において、平成16年度まで特例措置の適用期限が切れるハイブリッド自動車等の低公害車の取得に係る特例措置については、引き続きその適用期限を2年延長(H17、18年度)したところ。	自動車税の軽減、自動車取得税の低燃費車特例及び低公害車の取得に係る自動車取得税の特例措置や、排出ガス性能及び燃費性能に関するステッカー等による広報周知活動を実施し、引き続き低公害車の普及を促進。
				【低公害車の一層の普及を促すため、現行補助制度の拡充方策について平成16年度に検討】 NO.2の再掲	低公害車普及促進対策補助金について、平成17年度予算において制度を拡充し、地方公共団体、運送事業者、ガス事業者等と連携して、環境先進地域において重点的かつ計画的にCNG車の普及促進を行う「CNG車普及促進モデル事業」により、更なる低公害車の普及促進を図るとともに、計画的かつ継続的なエコドライブの実施とこれに係る成果の評価・必要な指導等が一体となった取組み(EMS:エコドライブ管理システム)の構築・普及により、エコドライブの普及促進を図っているところ。	平成17年度から実施。
		【一定の地域において低公害車の集中的な導入を図る施策を平成16年度に検討】 NO.3の再掲		低公害車普及促進対策補助金について、平成17年度予算において制度を拡充し、地方公共団体、運送事業者、ガス事業者等と連携して、環境先進地域において重点的かつ計画的にCNG車の普及促進を行う「CNG車普及促進モデル事業」により、一定の地域における低公害車の集中的な導入を図っているところ。	平成17年度から実施。	

行動計画第二章中の項目		整理番号	施策名	施策の概要	現在の状況	今後の見込み
大項目	中項目					
				【駐車場料金、施設利用料金等に係る低公害車優遇施策について平成16年度に検討】 NO.4の再掲	平成16年度において、一般自動車道(箱根スカイライン、伊豆スカイライン)における低公害車割引料金を導入について認可等を行ったところである。	平成17年度以降についても引き続き導入拡大に向けて検討。
		202	○ポスト新長期規制の検討	【大気汚染の実態、自動車メーカー等の技術開発状況、次世代低公害車の開発状況等を踏まえ、新長期規制以降の新たな排出ガス規制のあり方について平成16年度以降検討】	中央環境審議会の審議結果も踏まえ、新長期規制以降の新たな排出ガス規制に係る所要の検討を行う。	中央環境審議会の審議結果も踏まえ、新長期規制以降の新たな排出ガス規制に係る所要の検討を行う。
			○燃料電池自動車等の次世代低公害車の開発・実用化の推進(再掲)	【平成17年度以降、燃料電池バスの実用化を促進する観点から、技術基準等の整備を目的とした実証試験等を推進】 NO.5の再掲	大都市地域を中心とした厳しい大気汚染問題を本格的に解決し、地球温暖化対策に資する究極の低公害車である燃料電池バスの早期普及を図るため、平成17年度より、燃料電池バス実用化促進プロジェクトにおいて、独立行政法人交通安全環境研究所を中核的研究機関として、産学官の連携により、燃料電池バスを運行させ、種々の安全性能・環境性能に関するデータを取得し、大量普及に向けて燃料電池バスに係る保安基準等を策定することとしている。	平成17年度から実施。
				【平成15年12月に道路維持管理用パトロール車として導入した燃料電池自動車を用いて長期的な運行試験を実施し実用性を検証】 NO.6の再掲	道路維持管理用パトロール車として導入した燃料電池自動車を用いた長期的運行試験を実施している。	平成18年5月まで道路維持管理用パトロール車として導入した燃料電池自動車を用いた運行試験を実施
		203		【平成16年度に次世代低公害車の開発を促進し、11月の東京モーターショーに試作車を展示。平成17年度以降に、その実用化・普及に資する観点から、実証公道走行試験等を実施する方向で検討】 NO.7の再掲	大型ディーゼル車に代替する次世代低公害車の開発・実用化を促進するため、平成14年度から16年度の3か年で、独立行政法人交通安全環境研究所を中核的研究機関として、要素技術を開発し、車両等を試作し排出ガス性能評価等を行っている。	これまでに開発・試作した次世代低公害車の公道走行試験等の実施により安全・環境上の問題点を抽出し、技術基準等の整備を行うことにより実用化を促進する。

行動計画第二章中の項目		整理番号	施策の概要	現在の状況	今後の見込み	
大項目	中項目					
	小項目					
			【平成16年度から、ハイオクディーゼル燃料専用車(菜種油等の植物油を加工して作られたディーゼル自動車用燃料)により走行する自動車の開発・試作を進めつつ、安全・環境性能についての評価を実施】 NO.8の再掲	バイオディーゼル燃料専用の要素技術の開発・評価を実施しているところ。	バイオディーゼル燃料専用車の試作に必要な要素技術の開発と排出ガス・安全・耐久性能を中心とした評価を引き続き行う。	
		204	○軽油の低硫黄化の推進とスーパークリーンディーゼル車の開発・普及(再掲)	低硫黄化軽油を前提としたスーパークリーンディーゼルエンジンの要素技術の開発を行い、排出ガスの性能評価を実施した。	これまでに、開発・試作したスーパークリーンディーゼルを搭載した車両の試作を行い、公道走行試験等の実施により、安全・環境上の問題点を抽出し、技術基準等の整備を行うことにより実用化を促進する。	
		205	○使用過程車の排出ガス検査の充実	【使用過程のディーゼル重量車の排出ガス検査の高度化に係る調査・検討を平成16年度に実施】	京都南検査場において、使用過程車のディーゼル重量車に様々な負荷をかけ、オパティ濃度及びNOx濃度のデータ収集を行った。	平成16年度中までに取得した測定データも踏まえ、排出ガス検査の高度化の必要性について引き続き検討する。
		206	○スーパーエコシッパの研究開発(再掲)	【平成17年度の実証試験に向けて、電気推進式二重反転ポッドプロペラの実寸モデル試験及び実証船の建造を実施】 NO.15の再掲	電気推進式二重反転ポッドプロペラ実寸モデル試験を実施し、推進システムに係る要素技術開発を完了すると共に、実証試験に向けて実証船搭載用推進システムを製作中。	平成17年度からは環境省との主体間連携モデル推進事業にて実施。
		207	○スーパーエコシッパ等の新技術を用いた経済的な船舶の普及促進(再掲)	【平成17年度以降、共有建造制度を活用した普及促進策等を検討】 NO.16の再掲	電気推進システム等の新技術を活用した、経済的で環境にもやさしい船舶(スーパーエコシッパ(S&S)フェーズ1)の建造を支援することにより、物流効率化と地球温暖化等の環境負荷低減を促進し、内航海運の活性化を図るため、船舶共有建造制度を活用してSESフェーズ1を建造する場合において、船舶使用料の軽減を行うこととしており、このための原資として、平成17年度予算要求において、鉄道・運輸機構に対する40億円の出資金等が認められた。	平成17年度に、スーパーエコシッパフェーズ1の募集・建造等を実施。